

○東京藝術大学学則

〔 昭和25年3月10日 〕
制 定

改正	昭和25年6月6日	昭和27年2月14日
	昭和27年5月13日	昭和27年5月31日
	昭和27年9月26日	昭和28年5月4日
	昭和28年6月27日	昭和29年1月12日
	昭和29年6月4日	昭和29年12月9日
	昭和29年12月27日	昭和30年3月23日
	昭和31年6月15日	昭和31年8月1日
	昭和32年1月18日	昭和32年4月13日
	昭和35年11月24日	昭和36年4月24日
	昭和36年5月26日	昭和37年11月29日
	昭和38年4月1日	昭和39年7月30日
	昭和40年5月20日	昭和41年5月20日
	昭和45年5月21日	昭和45年6月18日
	昭和46年3月25日	昭和47年2月28日
	昭和47年4月20日	昭和48年4月24日
	昭和48年10月17日	昭和49年4月18日
	昭和50年4月1日	昭和50年9月18日
	昭和50年12月18日	昭和51年5月10日
	昭和52年4月13日	昭和53年4月20日
	昭和54年5月22日	昭和55年1月24日
	昭和58年1月27日	昭和61年4月23日
	昭和62年4月16日	平成元年1月26日
	平成2年7月26日	平成3年4月23日
	平成4年1月23日	平成4年5月1日
	平成5年1月21日	平成5年4月22日
	平成9年3月27日	平成10年4月16日
	平成11年3月23日	平成12年1月20日
	平成12年3月23日	平成13年3月26日
	平成13年3月27日	平成14年3月28日
	平成15年2月17日	平成15年3月27日
	平成15年9月18日	平成15年10月16日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成17年10月20日	平成17年11月17日
	平成17年12月15日	平成18年3月23日
	平成19年3月28日	平成20年3月27日
	平成20年10月17日	平成22年3月5日
	平成22年5月21日	平成25年1月24日
	平成25年3月28日	平成25年10月24日
	平成26年7月17日	平成27年3月26日
	平成28年3月24日	平成29年3月23日
	平成30年6月21日	

第1章 総則

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき設立される国立大学法人東京藝術大学及びその法人によって設置される東京藝術大学の目的、組織、修業年限、教育課程その他の学生の修学等に関し必要な事項を定めるものとする。

(総称)

第2条 前条に規定する国立大学法人東京藝術大学及び東京藝術大学は総称して東京藝術大学という。

2 前項において総称する東京藝術大学は、諸規則の名称及び別段の定めのあるものを除き、東京藝術大学の諸規則において「本学」という。

(事務所の所在地)

第3条 本学は、主たる事務所を東京都台東区上野公園12番8号に置く。

(目的)

第4条 本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。

(点検・評価)

第5条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 教育研究組織等

(学部)

第6条 本学に、次の学部を置く。

美術学部

音楽学部

2 学部に次の学科を置く。

美術学部 絵画科

彫刻科

工芸科

デザイン科

建築科

芸術学科

先端芸術表現科

音楽学部 作曲科

声楽科

器楽科

指揮科

邦楽科

楽理科

音楽環境創造科

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

(講座)

第8条 学部の学科及び大学院の研究科に講座を置く。

(芸術研究院)

第8条の2 本学の教員組織として、芸術研究院を置く。

2 芸術研究院の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(別科)

第9条 本学に、別科を置く。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。

(大学美術館)

第11条 本学に、大学美術館を置く。

(社会連携センター)

第11条の2 本学に、社会連携センターを置く。

(言語・音声トレーニングセンター)

第12条 本学に、言語・音声トレーニングセンターを置く。

(演奏芸術センター)

第13条 本学に、演奏芸術センターを置く。

(保健管理センター)

第14条 本学に、保健管理センターを置く。

(芸術情報センター)

第15条 本学に、芸術情報センターを置く。

(藝大アートプラザ)

第15条の2 本学に、藝大アートプラザを置く。

(美術学部附属古美術研究施設)

第16条 美術学部に、附属の古美術研究施設を置く。

(美術学部附属写真センター)

第17条 美術学部に、附属の写真センターを置く。

(音楽学部附属音楽高等学校)

第18条 音楽学部に、附属音楽高等学校を置く。

(音楽学部藝大フィルハーモニア管弦楽団及びオペラ研究部)

第19条 音楽学部に、演奏に関する教育・研究の充実を図るため、藝大フィルハーモニア管弦楽団及びオペラ研究部を置く。

(事務局)

第20条 本学に、事務局を置く。

(事務部)

第21条 学部、大学院映像研究科、附属図書館及び大学美術館に、事務部を置く。

(教育研究活動等)

第22条 第6条から前条までに規定する教育研究組織等における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 役員及び職員その他

(役員)

第23条 本学に役員として、学長、理事4人及び監事2人を置く。

第24条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長が定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、本学の業務を監査し、法人法その他法令の定める職務を行う。

(職員)

第25条 本学に、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 教 授

(2) 准 教 授

(3) 講 師

(4) 助 教

(5) 助 手

(6) 副 校 長

(7) 主幹教諭

(8) 教 諭

(9) 養護教諭

(10) 大学美術館長

(11) 事務職員

(12) 技術職員

(13) その他

(職員の職務)

第26条 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。

(副学長)

第27条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置く。

2 副学長は、本学の教授のうちから学長が指名するものをもって充てる。

(学部長)

第28条 学部に、学部長を置き、当該学部（大学院研究科を含む。）の教授をもって充てる。

(副学部長)

第29条 学部に、副学部長を置くことができる。

(附属図書館長)

第30条 附属図書館に館長を置き、本学の教授又は外部の専門家をもって充てる。

(大学美術館長)

第31条 大学美術館に館長を置き、本学の教授又は外部の専門家をもって充てる。

(大学美術館副館長)

第32条 大学美術館に、副館長を置くことができる。

(社会連携センター長)

第32条の2 社会連携センターにセンター長を置き、本学の教授又は外部の専門家をもって充てる。

(言語・音声トレーニングセンター長)

第33条 言語・音声トレーニングセンターにセンター長を置き、本学の教授又は准教授をもって充てる。

(演奏芸術センター長)

第34条 演奏芸術センターにセンター長を置き、本学の教授又は外部の専門家をもって充てる。

(保健管理センター長)

第35条 保健管理センターにセンター長を置き、当該センターに所属する教授又は准教授をもって充てる。

(芸術情報センター長)

第36条 芸術情報センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

(藝大アートプラザ所長)

第36条の2 藝大アートプラザに所長を置き、本学の教授若しくは准教授又は外部の専門家をもって充てる。

(美術学部附属古美術研究施設長)

第37条 美術学部附属古美術研究施設に施設長を置き、美術学部の教授又は准教授をもって充てる。

(美術学部附属写真センター長)

第38条 美術学部附属写真センターにセンター長を置き、美術学部の教授又は准教授をもって充てる。

(音楽学部附属音楽高等学校長)

第39条 音楽学部附属音楽高等学校に校長を置き、音楽学部又は演奏芸術センターの教授をもって充てる。

(臨時の職員)

第40条 学長は、必要あるときは臨時の職員を置くことができる。

(役員及び職員等)

第41条 第23条から前条までに規定する役員及び職員等に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び教授会
(役員会)

第42条 本学に、役員会を置く。

(経営協議会)

第43条 本学に、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第44条 本学に、教育研究評議会を置く。

(学長選考会議)

第45条 本学に、学長選考会議を置く。

(教授会)

第46条 学部、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科に、教授会を置く。

(役員会の運営等)

第47条 第42条から前条までに規定する役員会等における運営その他必要な事項は、別に定める。

第2章 学部

第1節 修業年限、在学年限及び収容定員

(修業年限)

第48条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第49条 学生は、6年を超えて在学することはできない。

(在学期間の特例)

第50条 本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第48条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

(入学定員及び収容定員)

第51条 学生の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
美術学部	絵 画 科	80	320
	彫 刻 科	20	80
	工 芸 科	30	120
	デ ザ イ ン 科	45	180
	建 築 科	15	60
	芸 術 学 科	20	80
	先端芸術表現科	24	96
	計	234	936
音楽学部	作 曲 科	15	60
	声 楽 科	54	216
	器 楽 科	98	392
	指 揮 科	2	8
	邦 楽 科	25	100
	楽 理 科	23	92
	音楽環境創造科	20	80
	計	237	948
	合 計	471	1,884

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第52条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第53条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第54条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 開学記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

第55条 学長は、必要があると認めるときは、前条第1項の休業日を変更することができる。

(臨時の休業日)

第56条 第54条に定める休業日のほかに臨時の休業は、学長がその都度定める。

2 前項の休業の中、授業の都合により3日以内の休業は、学部長が定めることができる。

第3節 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(入学の許可)

第57条 入学の許可は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が行う。

(入学の時期)

第58条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第59条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。)

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(早期入学)

第59条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者であつて、音楽分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、音楽学部に入學させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在學した者
(2) 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に2年以上在學した者
(3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在學した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在學した者
(5) 前条第5号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在學した者
(6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者で、17歳に達したもの
(選抜試験)

第60条 入学志願者については、選抜試験を行う。

2 選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学及び再入学)

第61条 他の大学から編入学を希望する者及びやむを得ない理由により本学を退學し、又は除籍された者で再入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限る、その理由及び学力等を審査して相当年次に入學を許可することがある。

(入学願書)

第62条 選抜試験をうけようとする者は、指定の期日までに入学願書及び所定の書類に入學検定料を添えて願出しなければならない。

(入学手続)

第63条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要な事項を記入の上、提出するとともに、所定の入學料を納付しなければならない。ただし、第101条の規定により入學料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入學料免除申請書又は入學料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入學料の納付に代えることができる。

(入学許可)

第64条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入學を許可する。

第65条 編入学及び再入学の場合の入学願書、入学手続及び入学許可については、第62条から前条までの規定を準用する。

(保証人)

第66条 誓約書に連署の連帯保証人（入學者が、未成年のときは法定代理人とする。）は、本人在學中の一切のことについて責任を負わなければならない。

第67条 連帯保証人が、住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第68条 連帯保証人が死亡し、若しくは資格を失ったときは、すみやかに新しい保証人を設けて届け出なければならない。

(欠席)

第69条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を届け出なければならない。病気のため1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第70条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第71条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、当該学部教授会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第72条 休学の期間は、1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年を限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第49条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第73条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学及び転学)

第74条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学又は転学することができる。

(留学)

第75条 留学を希望する者は、その理由書を添えて留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第86条第2項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第76条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 行方不明の者

第4節 教育課程、履修、単位の認定及び授与
(教育課程の編成方法)

第77条 各学部又は学科は第4条に定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、専門の技能及び理論を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるような教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各学科の専攻に係る授業科目を必修科目、選択科目に分けて開設するものとし、必要に応じて自由科目を設けることができる。

3 学長は、前2項の教育課程等を決定する際は、当該学部教授会の意見を参考にするものとする。

(履修)

第78条 各学部は、前条に定める教育課程の編成方法に基づき学部規則、履修規程を別に定めるものとする。

2 学生は前項の学部規則、履修規程の定めるところにより、所定の課程を履修しなければならない。

第79条 卒業に必要な授業科目及び単位数は、各学部の履修規程に定めるものとする。

(単位の計算方法)

第80条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

第81条 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、各学部において、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第82条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第83条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第84条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第81条に定める授業科目については、各学部の定める適切な方法により単位を与えることができる。

(授業の方法)

第85条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第86条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各学部規則及び履修規程において別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第87条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第88条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、各学部の別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数については、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第86条第2項及び第87条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第89条 第85条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を卒業の要件としている学科においては、第85条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは60単位を超えることができる。

第5節 教職課程

(教育職員免許状)

第90条 教育職員免許状を取得しようとする者のため、教科及び教職に関する授

業科目を開設する。

2 前項の授業科目及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
美術学部	絵 画 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
	彫 刻 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
	工 芸 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
	デザイン科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
	建 築 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
	芸 術 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
	先 端 芸 術 表 現 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美 術 美術、工芸
音楽学部	作 曲 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽
	声 楽 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽
	器 楽 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽
	指 揮 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽
	邦 楽 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽
	楽 理 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽
	音 楽 環 境 創 造 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽

第6節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第91条 大学に4年以上（第50条の在学期間の特例を適用する場合は、3年以上）在学し、各学部規則に定める単位を修得した者については、各学部教授会の意見を参考として、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して学士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 賞罰

(表彰)

第92条 学生に対して表彰に価する行為があったとき、学長が、表彰することができる。

(懲戒)

第93条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良の者
- (2) 学力劣等の者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第94条 削除

第4章 科目等履修生、特別聴講学生、研修員及び委託生

(科目等履修生)

第95条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目を選んで履修することを希望する者があるときは、その学科の授業及び研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、第84条の規定を準用し、所定の単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第96条 他の大学、短期大学又は高等専門学校で、本学の授業科目を履修することを希望する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(研修員)

第97条 大学において特定の専門事項について研修又は研究を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない場合に限り、学部教授会の意見を参考として、学長が 研修員として受入れを承認することがある。

(委託生)

第98条 公の機関又は団体等から、その所属職員につき、本学の授業科目を履修することを希望する者があるときは、その学科の授業及び研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生の履修科目等)

第99条 第95条から前条までに規定する科目等履修生等における履修科目その他必要な事項は、別に定める。

第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等)

第100条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 科目等履修生、特別聴講学生及び委託生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第101条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を徴収猶予することができる。

3 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料の納付）

第102条 授業料は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

（授業料の徴収猶予）

第103条 特別な事情があつて、前条により難しい場合は、別に定めるところにより、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

第104条 前条の徴収猶予又は月割分納をうけようとする者は、所定の期日までに詳細な理由書を提出し、学長の許可を得なければならない。

（授業料等の免除）

第105条 特別な事情により授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料等の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料等の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（休学期間中の授業料免除）

第106条 休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

（復学後の授業料）

第107条 授業料の納入期から6か月までの間に復学した場合、次の算式により算定した授業料額をその復学の際徴収し、その後における授業料納入期からは毎期分の授業料を徴収する。

復学当月から次の授業料納入期の前月までの月数

授業料× $\frac{\text{復学当月から次の授業料納入期の前月までの月数}}{\text{12}}$

12

（退学又は除籍の場合の授業料等）

第108条 退学又は除籍の場合においても、その者が在学していた期までの授業

料を徴収する。ただし、第76条第3号及び第4号に該当し、除籍された者は、未納の授業料及び寄宿料を免除することができる。

第109条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を願い出たときは、月割計算により退学の翌月以降の授業料を免除することができる。

(停学期間中の授業料)

第110条 停学期間中の授業料は、徴収する。

(寄宿料)

第111条 入寮を許可された者は、毎月始めに寄宿料を納入しなければならない。

(授業料等の還付)

第112条 納入済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第6章 奨学金

(奨学金)

第113条 本学は、学部教授会の意見を参考として、奨学に関する寄附を受けることができる。

2 奨学金は、寄附者の指定のあるときはその指定により、指定のないときは成績及び性行とも優良な学生に給与又は貸与する。

3 奨学金に関し必要な事項は、別に定める

第7章 寄宿舍

(寄宿舍)

第114条 本学に寄宿舍（寮）を設ける。

2 寄宿舍（寮）に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第115条 本学は社会人の芸術に関する知識を高め、芸術文化の向上に資するため、公開講座を行う。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 その他

(雑則)

第116条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

- 2 第23条に規定する入学定員には、当分の間、次に定める定員を含むものとする。

学 部	学 科	定 員
美 術 学 部	絵 画 科	6
	彫 刻 科	2
	工 芸 科	5
	デ ザ イ ン 科	5
	建 築 科	2
	計	2 0
音 楽 学 部	器 楽 科	1 2
	邦 楽 科	8
	計	2 0
合	計	4 0

附 則

この学則は、昭和41年 5 月20日から施行し、昭和41年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和45年 5 月21日から施行し、昭和45年 4 月17日から適用する。

附 則

この学則は、昭和45年 6 月18日から施行し、昭和45年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和47年 2 月28日から施行する。

附 則

- この学則は、昭和47年 4 月20日から施行し、昭和47年 4 月 1 日から適用する。
- 昭和47年 3 月31日以前に入学した者の授業料の額は、この規則による改正後の本学学則第63条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 昭和47年 4 月 1 日以後において編入学又は再入学をした者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者と同額とする。
- 昭和47年度において入学した学部学生、別科学生から徴収する同年度の授業料の額は、この規則による改正後の本学学則第63条の規定にかかわらず、次の表の定める前期及び後期の額を合わせた額とし、本学学則第66条の規定にかかわらず、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

区 分		学 部 学 生	別 科 学 生
授 業 料	前 期	6, 000円	6, 000円
	後 期	18, 000円	18, 000円

- 昭和47年度において入学した聴講生から徴収する同年度の聴講料の額は、この規則による改正後の本学学則第63条の規定にかかわらず、前期又は後期の別に従い、前期にあってはそれぞれ 1 単位に相当する授業について400円とし、後期にあってはそれぞれ 1 単位に相当する授業について1, 200円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目の 1 単位に相当する授業についての聴講料の額は、前期の 1 単位に相当する授業についての聴講料の

額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての聴講料の額の2分の1に相当する額と合わせた額とする。

6 昭和47年度における入学を許可される者の入学料の額は、この規則による改正後の本学学則第63条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 昭和47年度の入学、編入学又は再入学をする者の検定料の額は、この規則による改正後の本学学則第63条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和48年4月24日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

2 この学則による改正後の本学学則第23条は、前号の規定にかかわらず、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和48年10月17日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月18日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（抄）

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年9月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年12月18日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年5月10日から施行し、第23条の改正規定は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月13日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月20日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年5月22日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年1月24日から施行し、第53条の2に規定する単位認定は、昭和54年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年1月27日から施行し、第53条の2に規定する単位認定は、短期大学については、昭和57年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 第23条に定める学生定員は、同条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和64年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	昭 和 61年度	昭 和 62年度	昭 和 63年度	昭 和 64年度
-----	-----	-------------	-------------	-------------	-------------

美術学部	絵画科	326	332	338	344
	彫刻科	82	84	86	88
	工芸科	125	130	135	140
	デザイン科	185	190	195	200
	建築科	62	64	66	68
	芸術学科	80	80	80	80
	計	860	880	900	920
音楽学部	作曲科	80	80	80	80
	声楽科	240	240	240	240
	器楽科	390	402	414	426
	指揮科	8	8	8	8
	楽理科	100	100	100	100
	邦楽科	105	113	121	129
	計	923	938	953	983
	合計	1,783	1,823	1,863	1,903

附 則

この学則は、昭和62年4月16日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成元年1月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年7月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月23日から施行し、平成3年3月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成4年1月23日から施行し、平成3年9月1日から適用する。

2 改正前の東京芸術大学学則第55条の規定による学士の称号は、改正後の東京芸術大学学則第54条第2項の規定による学士の学位とみなす。

附 則

この学則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年1月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、第59条を削る改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月22日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 第22条に定める収容定員は同条の規定にかかわらず、平成11年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	11年度	12年度	13年度	14年度
美術学部	絵 画 科	338	332	326	320
	彫 刻 科	86	84	82	80
	工 芸 科	135	130	125	120
	デ ザ イ ン 科	195	190	185	180
	建 築 科	66	64	62	60
	芸 術 学 科	80	80	80	80
	先端芸術表現科	30	60	90	120
	計	930	940	950	960
音楽学部	作 曲 科	75	70	65	60
	声 楽 科	240	240	240	240
	器 楽 科	433	438	443	448
	指 揮 科	8	8	8	8
	楽 理 科	100	100	100	100
	邦 楽 科	132	132	132	132
	計	988	988	988	988
	合 計	1,918	1,928	1,938	1,948

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第22条に定める収容定員は同条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までは、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	12年度	13年度	14年度	15年度
美術学部	絵 画 科	332	326	320	320
	彫 刻 科	84	82	80	80
	工 芸 科	130	125	120	120
	デ ザ イ ン 科	190	185	180	180
	建 築 科	64	62	60	60
	芸 術 学 科	80	80	80	80
	先端芸術表現科	60	90	120	120
	計	940	950	960	960
音楽学部	作 曲 科	70	65	60	60
	声 楽 科	240	240	240	240
	器 楽 科	426	419	412	400
	指 揮 科	8	8	8	8
	楽 理 科	100	100	100	100
	邦 楽 科	124	116	108	100

	計	968	948	928	908
	合 計	1,908	1,898	1,888	1,868

附 則

この学則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第22条に定める収容定員は同条の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	14年度	15年度	16年度
美術学部	絵 画 科	320	320	320
	彫 刻 科	80	80	80
	工 芸 科	120	120	120
	デ ザ イ ン 科	180	180	180
	建 築 科	60	60	60
	芸 術 学 科	80	80	80
	先端芸術表現科	120	120	120
	計	960	960	960
音楽学部	作 曲 科	60	60	60
	声 楽 科	234	228	222
	器 楽 科	410	396	394
	指 揮 科	8	8	8
	楽 理 科	98	96	94
	邦 楽 科	108	100	100
	音楽環境創造科	20	40	60
	計	938	928	938
	合 計	1,898	1,888	1,898

附 則

この学則は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 5 月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年 7 月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 第51条に定める収容定員は同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	28年度	29年度	30年度
美術学部	絵 画 科	320	320	320
	彫 刻 科	80	80	80
	工 芸 科	120	120	120
	デ ザ イ ン 科	180	180	180
	建 築 科	60	60	60
	芸 術 学 科	80	80	80
	先端芸術表現科	114	108	102
	計	954	948	942
音楽学部	作 曲 科	60	60	60
	声 楽 科	216	216	216
	器 楽 科	392	392	392

	指 揮 科	8	8	8
	邦 楽 科	100	100	100
	楽 理 科	92	92	92
	音楽環境創造科	80	80	80
	計	948	948	948
	合 計	1,902	1,896	1,890

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年6月21日から施行する。

別表（第80条関係）

	講 義	演 習	実験、 実習及 び実技	一の授業科目について、講義、 演習、実験、実習及び実技のう ち二以上の併用により行う場合
美術学部	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせ て行う授業科目の場合は、それ ぞれの授業時間数をx、yとす ると、 $ax+by$ (a: 1単位の授業科目 を構成する内容の学修に必要と される時間数の標準である45時 間を該当する左記の時間数で除 して得た数値、b: 同じく45時間 を該当する左記の時間数で除し て得た数値) が45となるようにx 及びyの時間を定める。3つ以 上の授業の方法を組み合わせ て行う授業科目の場合も、授業 の方法の数値を増やし同様に時 間を定める。
音楽学部	15	15又は30	30	